

# 平成28年度 給食施設災害対策チェックシートまとめ(概要版)

平成28年11月  
千葉県市川健康福祉センター 地域保健課 栄養担当

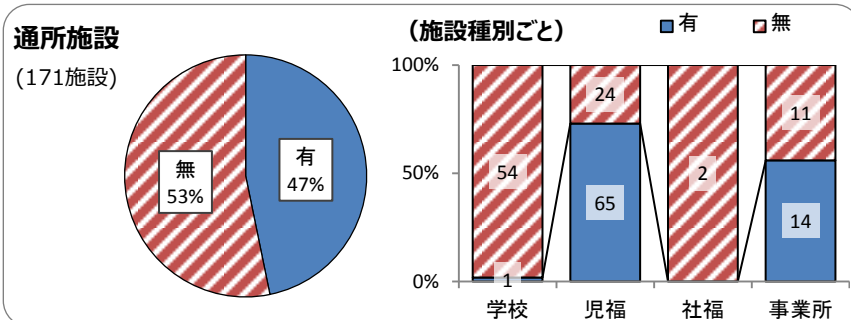
平成28年5月1日現在、届出のある管内給食施設 231施設に対して給食施設災害対策チェックシートの提出を依頼し、230施設から報告が得られました。(回収率99.6%) 集計内容の概要をまとめましたので、施設での災害対策に御活用ください。

千葉県では「千葉県防災基本条例」が制定され、平成26年4月1日に施行されました。本条例では事業者の役割が努力義務として示されており、さらに、給食施設にあつては食事を提供するという非常に重要な役割を担っています。引き続き災害対策に努めていただくようお願いします。

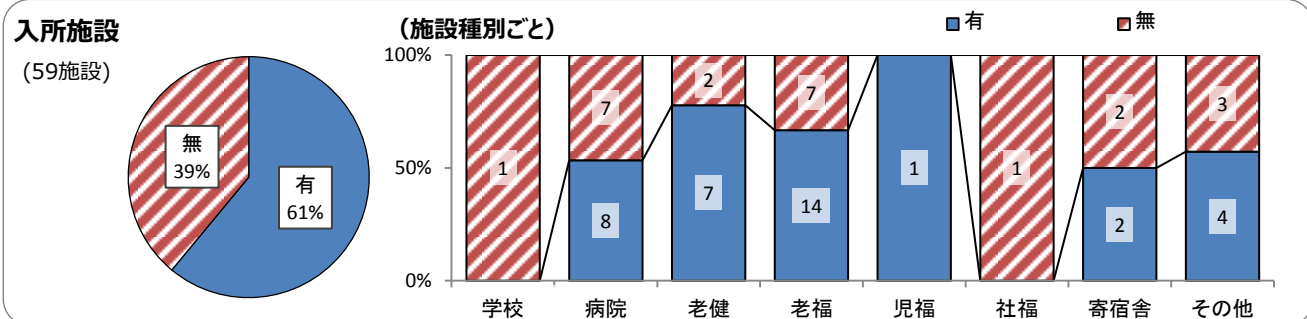
## 1 災害時対応マニュアル

### (1) 災害時対応マニュアルの有無と内容

災害対策チェックシート 1-2



報告のあつた施設のうち、災害時における給食提供に関するマニュアルのある施設は116施設(全施設中約50%)。そのうち、通所施設では80施設(全通所施設中47%)、入所施設では36施設(全入所施設中61%)であつた。



マニュアルを整備している施設では、ほぼ100%の施設で食料・水等の確保及び食対応について明記されていたが、衛生管理の内容が記載されている施設は全体の60%であつた。衛生管理の内容がないことで、非常災害時の不適正な食品の取扱いにより食中毒等が発生する恐れがある。ライフラインが停止した状況で食事提供者(調理従事者)の手指消毒等はどのように行うか、調理器具・食器の取扱いはどのようにするのか、調理場が使用できなくなった際はどこで食事の準備を行うのか等、衛生管理面についても明記してあると良い。

### (2) 災害時対応マニュアルの訓練・研修と見直しの場合

災害対策チェックシート 1-3.1-5~6

災害時対応マニュアルを作成している施設のうち、給食担当内又は施設全体で訓練・研修を行っている施設は全体の66%だつた。

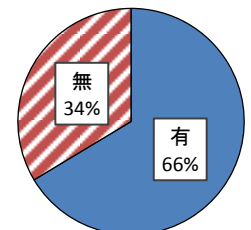
マニュアルの見直し場を設置している施設はマニュアルを作成している施設のうち82%であり、多くの施設で見直しできる場を設置していた。

実際に食事提供の訓練をすることで、職員は実際に対応しやすくなり、適切な食事提供につながる。また、対象者へ提供することで備蓄内容の検討や非常食への理解も促せる。保存期限の近づいている食品等は、提供訓練への活用を検討してほしい。

#### 給食提供訓練・研修

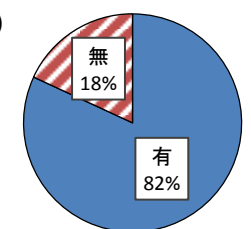
(担当内・施設全体問わず)

(マニュアル作成のある116施設のうち)



#### マニュアルを見直し場(会議等)

(マニュアル作成のある116施設のうち)

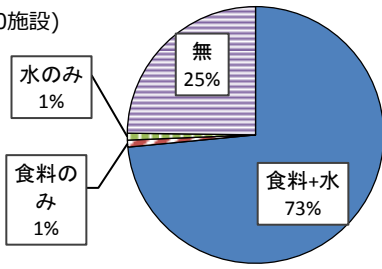


食料+水	食料のみ	水のみ	備蓄なし
169	2	2	57

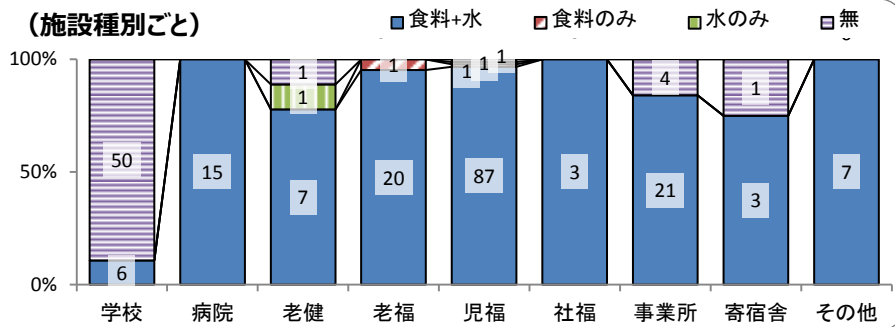
(施設数)

備蓄食料

(230施設)



(施設種別ごと)



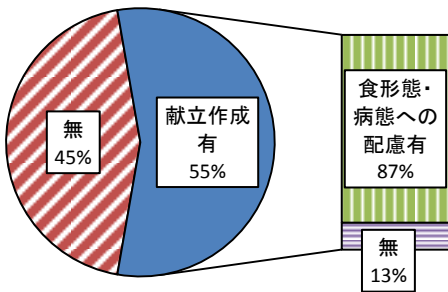
災害時用の備蓄飲食物料について、食料の備蓄がある施設は74%、飲料水の備蓄がある施設は74%であった。ほとんどの施設では水・食料の備蓄があったが、食料のみ、飲料水のみを備蓄している施設もあった。備蓄されている食料の平均は、入所施設で3.3日分、通所施設で3.9回分であった。

入所施設にあっては食料や水が提供できないことで、入所者の体力消耗や疾病等の悪化につながりかねない。特に、社会福祉施設にあっては「社会福祉施設防災対策の手引」(H26.8 千葉県健康福祉部作成)において1人当たり1週間分以上の備蓄が望ましいとされているが、社会福祉施設に限らず、入所施設にあっては最低3日分の備蓄が望ましい。

通所施設にあっては帰宅困難者の混乱を防ぐため、1回以上提供できるようにしてほしい。

献立作成と食形態病態への配慮

(備蓄食料のある173施設のうち)



作成している非常時献立日数と備蓄食料・飲料水の平均(通所・入所別)

	献立日数	備蓄食料	備蓄飲料水(1人当たり量)
入所施設	3.3日分	3.3日分	2.9日分(3.5L)
通所施設	7.8回分	3.9回分	—

備蓄食料のある施設のうち、非常用献立を作成している施設は55%で、その平均は入所施設で3.3日分、通所施設で7.8回分であった。

備蓄食料について、対象者の食形態や病態について配慮している施設は87%であった。提供する食事が対象者のアレルギー、嚥下能力に適應していないと、対象者は食事が摂れない恐れがある。非常災害時の体調を維持するためにも、施設によっては食形態・疾病等に配慮する必要がある。

3 外部との連携

非常災害時、他施設と災害支援の取り決めのある施設は38%であった。

食材または人材が不足した場合の支援依頼先がある施設は24%であった。支援依頼先は給食業務受託事業者による手配が最も多く、続いて法人内の給食施設、第三者機関の順であった。

市の災害対策主管課の連絡先を把握している施設は全体の76%であった。非常災害時にあっては不足している食料や水等を行政機関に要請したり、行政機関から被害状況等の報告を求められる場合があるため、主管課は明確にされたい。

4 関連法規等抜粋 (参考)

千葉県防災基本条例(H26.4.1施行)

第13条 事業者は、従業員の防災知識・技能の習得を図るため、従業員に対する防災訓練等の実施、地域等における防災訓練等への参加その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

第20条 事業者は、災害が発生した場合において、帰宅困難者となった従業員の斉帰宅の抑制を図るとともに、事業の継続又は早期の再開に資するため、食料、飲料水その他の生活必需物資を備蓄し、及び必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

社会福祉施設防災対策の手引(H26.8 千葉県健康福祉部作成)

II-6 備蓄品の整備

- (1) 必需品などをリスト化し、定期的に在庫管理を行っているか。
- (2) 食料などは最低3日分、水は飲料水(1人当たり1日3L以上)を備蓄しているか。